

令和7年度答申第21号
令和7年8月1日

諮問番号 令和7年度諮問第21号から第23号まで（いずれも令和7年6月24日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 行政文書の開示実施手数料に係る減免申請拒否処分に関する件3件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件の各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A矯正管区長（以下「処分庁」という。）に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）14条2項の規定に基づき、開示請求8件による各開示決定に係る行政文書について開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の減額又は免除の各申請をしたところ、処分庁が、審査請求人は開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないとして、減額又は免除をしないとの各決定をしたことから、審査請求人がこれらを不服として各審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

（1）行政文書の開示請求

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）3条は、何人も、この法律の定めるところ

により、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」と規定している。

(2) 行政文書の開示決定

ア 情報公開法 9 条 1 項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならないと規定している。

イ 上記アの委任を受けて、情報公開法施行令 6 条 1 項は、情報公開法 9 条 1 項の政令で定める事項は、開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法（1 号）、開示の実施の方法ごとの開示実施手数料の額（2 号）などとする」と規定している。

(3) 手数料

ア 情報公開法 16 条 1 項は、開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示実施手数料を納めなければならないと規定している。

上記委任を受けて、情報公開法施行令 13 条 1 項は、1 号において開示請求手数料の額を、2 号において開示実施手数料の額を定めている。

イ 情報公開法 16 条 3 項は、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条 1 項の手数料を減額し、又は免除することができる」と規定している。

上記委任を受けて、情報公開法施行令 14 条 1 項は、行政機関の長（情報公開法 17 条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下情報公開法施行令 14 条において同じ。）は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求 1 件につき 2,000 円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる」と規定している。

そして、情報公開法施行令 14 条 2 項は、前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、開示決定をした行政機関の長に対してその求める行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならないと規定し、同条 3 項は、前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）11 条 1 項各号に掲げる扶助を受

けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならないと規定している。

(4) 権限又は事務の委任

ア 情報公開法 17 条は、行政機関の長は、政令で定めるところにより、第 2 章（3 条から 16 条まで）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる」と規定している。

イ 上記アの委任を受けて、情報公開法施行令 15 条 1 項（令和 3 年政令第 195 号による改正前のもの）は、行政機関の長は、情報公開法 17 条の規定により、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）7 条の官房、局又は部の長に情報公開法第 2 章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる」と規定している。

ウ 上記イの委任を受けて、平成 14 年 8 月 8 日付け法務省秘公訓第 711 号大臣訓令「法務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任に関する訓令」は、「矯正管区長」に、法務大臣の所掌に係る情報公開法第 2 章に定める権限又は事務のうち、矯正管区及びその庁の管轄区域内に所在する刑務所、少年刑務所、拘置所等の所掌に係るものを委任すると定めている。

2 事案の経緯

本件の経緯は、別紙 1 のとおりである（同別紙で定める略称は、以下の本文においても用いるものとする。）。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件審査請求 1 に係る主張

審査請求人は、令和 2 年 5 月まで刑事施設に拘留されており、釈放された後も定収入がなく、大半の口座も検察・警察に凍結処理されたために、再度の口座開設も銀行に拒否される状況である。

現在の残高は疎明の通帳のとおりで、係争中の訴訟費の負担を強いられており、第三者の援助がなければ日常生活費すらままならない状況であり、資力がないことは明白である。審査請求人は既に刑事施設になく、衣食住医の費用等も賄わねばならず、近く生活保護を申請予定でもあるので、原決定が訴訟で取り消されることは明白である。

(2) 本件審査請求 2 に係る主張

審査請求人は資力がなく、最新の訴訟救助決定において司法判断として

「資力なく」が多数認められていることに加え、行政判断としても「緊急小口資金の特例貸付」手続において「生活困難なレベルの資力」であることが認められ、決定を受けているため、処分庁の判断は、理由がないものである。

(3) 本件審査請求3に係る主張

審査請求人に資力が無いことは添付の生活福祉資金貸付決定通知書のとおり明白であり、原決定に理由がない。また、貸付資金を訴訟費に用いることは「貸付中の遵守事項」に反し許されない。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件審査請求の関係法令は、上記第1の1のとおりであるところ、開示実施手数料を納付する資力の有無に係る審査については、適切な減免の実施という観点から、実質的な審査をすべきである。

審査請求人は、別紙1のとおり、本件減免申請1から8まで（以下併せて「本件各減免申請」という。）をした際に、開示実施手数料を納付する資力がないことの疎明資料として、令和元年12月17日、令和2年1月6日、同年2月4日、同年2月10日、同年3月2日、同年4月1日及び同月17日の各時点において領置金の残高が0円又は17円である旨の本件領置金残高証明書1から8まで（以下併せて「本件各領置金残高証明書」という。）を提出したものの、本件減免申請拒否処分1から8まで（以下併せて「本件各減免申請拒否処分」という。）の判断の基礎となった資料である領置金基帳（刑事施設収容時の審査請求人の領置金に係る支出等が記載された資料）を確認したところ、B刑務所に収容された日の翌日である平成31年3月7日に領置金3万6030円を保管替えにより受け取り、翌月以降、少なくとも1か月に1回以上の頻度で金銭の差し入れが行われている事実があり、本件減免申請1をした7日前の令和元年12月19日には1万円の差し入れを受けているほか、本件減免申請2をした1日前の令和2年1月17日には1万0575円の差し入れを受け、本件減免申請3及び4をした同年2月には4,475円の差し入れを受け（同月20日）、本件減免申請5及び6をした同年3月には5,965円の差し入れを受け（同月23日）、本件減免申請7及び8をした同年4月には7,605円の差し入れを受け（同月20日（本件減免申請8の8日前））、満期釈放日（同年5月24日）における領置金の残高額は、118万5672円であったため、本件の各開示実施手数料を納付することができる十分な資力があったものと認められる。し

たがって、審査請求人は、本件各減免申請時に各開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められない。

- 2 審査請求人は、厚生労働省が発出する令和2年3月11日付け社援発0311第8号「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」に基づく、緊急小口資金等の特例貸付に係る、生活福祉資金貸付決定及び民事訴訟法82条に基づく訴訟費用の救助申立決定により、生活困窮が認められていることは明白であるなどと主張しているところ、いずれの決定も本件各減免申請よりも後の時点における審査請求人の経済状況に関するものであるから、本件各減免申請時に審査請求人に資力がなかったことの理由にはならない。
- 3 以上のことから、本件各減免申請拒否処分において、本件各減免申請に対して、開示実施手数料を減額及び免除しないことは、審査請求人に当該開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないので、妥当である。
- 4 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。
- 5 したがって、本件各審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件の各諮問に至るまでの一連の手続について
 - (1) 本件の各諮問事件に係る一件記録によると、本件各審査請求から本件の各諮問に至るまでの一連の手続の経過は、別紙2のとおりである。
 - (2) そうすると、本件の各諮問事件では、いずれも、①審査請求の受付から審理員の指名までに約3年8か月以上、②反論書の提出期限から審理員意見書の提出までに3か月29日、③審理員意見書の提出から諮問までに3か月以上を要した結果、審査請求の受付から諮問までに4年8か月以上の長期間を要している。

しかし、上記①から③までの各手続に上記の期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。特に、上記①の手続については、いずれも約3年8か月以上もの期間を要しているが、審理員の指名にそのような長期間が必要であったとは考えられない。

そして、審査庁は、審査請求人による別件の審査請求事件（令和6年度諮問第1号事件（令和6年度答申第5号）及び令和6年度諮問第11号事件（令和6年度答申第13号））のてん末を待っていた等と説明するが、令和

6年度答申第5号は令和6年5月10日、同答申第13号は同年6月21日にされており、それ以降、本件の各諮問までに1年以上もの長期間を要したことにつき、特段の事情があったとは認められない。

行政不服審査法は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項）から、審理員及び審査庁が上記の各手続を遅延したことにより、本件各審査請求の受付から本件の各諮問までに4年8か月以上もの長期間を要したということは、上記目的に甚だしくもとるものといわざるを得ない。

審査庁においては、行政不服審査法の上記目的を達成することができるように、審査請求事件の処理体制を見直すとともに、その進行管理の仕方を改善されたい。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件各審査請求から本件の各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各減免申請拒否処分の違法性又は不当性について

- (1) 情報公開法施行令14条1項によれば、行政文書の開示を受ける者は、経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められなければ、開示実施手数料の減額又は免除を受けることができない。
- (2) そこで、審査請求人に本件における各開示実施手数料を納付する資力があつたか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、本件各減免申請をした際、処分庁に対し、各開示実施手数料を納付する資力がないことの疎明資料として、本件各減免申請を行う数日又は十数日前の時点で領置金の残高が「0円」又は「17円」である旨の記載のある本件各領置金残高額証明書を提出した（別紙1の2から4まで）。

しかし、領置金基帳によれば、次のように認められる。

- (ア) 審査請求人は、①B刑務所に収容された日の翌日である平成31年3月7日に領置金3万6030円を保管替えにより受け取ったこと、②そこから本件各減免申請時までに、同年4月16日に2万円、令和元年5月27日に2万円、同年6月5日に1万円、同年7月5日に2万円、同年8月13日に3万5000円、同年9月12日に2万円、同月30日に2万円、同年10月28日に3万円、同年11月22日に2万円、同年12月19日に1万円、令和2年1月17日に1万0575円、同年2月20日に4,475円、同年3月23日に5,9

65円、同年4月20日に7,605円の差し入れを受けたこと。

(イ) 本件減免申請1につき、申請日（令和元年12月26日。処分庁の受付は令和2年1月6日）の7日前の令和元年12月19日の差し入れにより、申請日の時点で領置金の残高は4,950円であったこと。

(ウ) 本件減免申請2につき、申請日（令和2年1月18日。処分庁の受付は同月27日）の1日前の同月17日の差し入れにより、申請日の時点で領置金の残高は1万0575円であったこと。

(エ) 本件減免申請3につき、申請日（令和2年2月15日。処分庁の受付は同月25日）の12日前である同月3日までに物品購入等により領置金の残高が0円となったが、同月20日に4,475円の差し入れを受けたこと。

(オ) 本件減免申請4につき、申請日（令和2年2月10日。処分庁の受付は同月13日）の7日前である同月3日までに物品購入等により領置金の残高が0円となったが、同月20日に4,475円の差し入れを受けたこと。

(カ) 本件減免申請5につき、申請日（令和2年3月7日。処分庁の受付は同月13日）の5日前である同月2日までに物品購入等により領置金の残高が0円となったが、同月23日に5,965円の差し入れを受けたこと。

(キ) 本件減免申請6につき、申請日（令和2年3月5日。処分庁の受付は同月9日）の3日前である同月2日までに物品購入等により領置金の残高が0円となったが、同月23日に5,965円の差し入れを受けたこと。

(ク) 本件減免申請7につき、申請日（令和2年4月3日。処分庁の受付は同月8日）の2日前である同月1日までに物品購入等により領置金の残高が0円となったが、同月20日に7,605円の差し入れを受けたこと。

(ケ) 本件減免申請8につき、申請日（令和2年4月28日。処分庁の受付は同年5月11日）の8日前の同年4月20日の差し入れにより、申請日の時点で領置金の残高は4,400円であったこと。

イ 以上によれば、本件減免申請1、2及び8については、各減免申請をした時点で領置金の残高が減額等を求める額を上回っていたこと、本件減免申請3から7までについては、審査請求人は、各減免申請前に受け

た差し入れを物品購入等により使い切り、各減免申請をした時点で領置金の残高が一旦は0円になったが、いずれも、その後3週間以内には定期的な金銭の差し入れが再開していたこと並びに一連の本件各減免申請の前後に、数万円から百万円を超える差し入れ等を受けたことが認められる。

そして、上記のような経過に照らすと、上記領置金の使い切りは、領置金の残高が0円又は17円である旨の本件各領置金残高証明書を発行してもらうために意図的にされたものと考えられるほか、開示実施手数料を納付する資力がないことを理由として減免申請をしたにもかかわらず、減免申請時の領置金の残高が減額等を求める額を上回る金額となっていた状況が散見されること及び本件各減免申請の前後における審査請求人に対する金銭の差し入れ等の状況や領置金の残高状況を考え併せると、本件各領置金残高証明書に領置金の残高が0円又は17円と記載されていることをもって、本件各減免申請時に審査請求人に各開示実施手数料を納付する資力がなかったということはできず、審査請求人には、本件各減免申請時に各開示実施手数料を納付することができる十分な資力があったものと認められる。

ウ 上記ア及びイによれば、審査請求人は、本件各減免申請時に各開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められない。

(3) 次に、審査請求人のその余の主張について検討する。

ア 本件審査請求1において、審査請求人は、令和2年5月に釈放された後は定収入がなく、第三者の援助がなければ日常生活費すらまかなわず、資力がないことは明らかである等と主張する（上記第1の3の(1)）。

しかしながら、減免申請の許否は、当該申請時の資力につきそれを明らかにする書類等に基づき判断すべきものと解され、審査請求人の上記主張は、釈放後の生活困窮を主張する点で、上記の観点とは異なる前提に立つものであるから、採用することはできない。

イ 本件審査請求2及び3において、審査請求人は、最新の訴訟救助決定において司法判断により資力がないと認められていること、行政判断としても緊急小口資金の特例貸付の手続において、生活困難なレベルの資力であることが認められ、貸付決定を受けている等と主張する（上記第1の3の(2)及び(3)）。

上記の審査請求人の各主張のうち、緊急小口資金の特例貸付の決定を受けているとする点について、審査請求人が提出した疎明資料によりそのような経緯があったとは認められるものの、当該決定は、本件各減免申請よりも後の時点における審査請求人の経済状況に関するものであるから、本件各減免申請時に審査請求人に資力がなかったことの理由とはならない。

また、最新の訴訟救助決定において司法判断により資力がないと認められているとの主張について、審査請求人は、本件の審査請求書にそのような経緯があったことを裏付ける資料を添付していないことから、事実関係を確認することができない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、審査請求人は、本件各減免申請時に各開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められないから、本件各減免申請拒否処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの本件の各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美

別紙1 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成31年3月6日からB刑務所に収容されていた者であるが、令和2年5月24日に満期釈放となった。

（C地方裁判所令和元年（行ク）事件番号a訴訟救助申立事件についての同裁判所同年11月20日決、領置金基帳（B刑務所））

2 令和7年度諮問第21号

（1）減免申請拒否処分通知番号b関係

ア 審査請求人は、令和元年11月2日付け（処分庁の受付は同月11日）で、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（開示請求書（受付番号cからdまでに係る請求））

イ 処分庁は、令和元年12月23日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として790円（全て複写機により白黒及びカラーで複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（文書番号e））

ウ 審査請求人は、令和元年12月26日付けで（処分庁の受付は令和2年1月6日）、処分庁に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて、令和元年12月26日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、上記開示実施手数料790円について免除を求める申請（以下「本件減免申請1」という。）をし、領置金の残高が同月17日時点で「17円」である旨のB刑務所会計課長作成の領置金残高証明書（同月20日付け。以下「本件領置金残高証明書1」という。）を提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、本件領置金残高証明書1）

エ 本件減免申請1について、処分庁は、令和2年8月5日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定（減免申請拒否処分通知番

号b。以下「本件減免申請拒否処分1」という。）をした。

（「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する通知（減免申請拒否処分通知番号b））

（2）減免申請拒否処分通知番号 f 関係

ア 審査請求人は、令和元年12月17日付け（処分庁の受付は同月20日）で、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（開示請求書（受付番号gに係る請求））

イ 処分庁は、令和2年1月17日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として820円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（文書番号h））

ウ 審査請求人は、令和2年1月18日付けで（処分庁の受付は同月27日）、処分庁に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて、同月18日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、上記開示実施手数料820円について免除を求める申請（以下「本件減免申請2」という。）をし、領置金の残高が同月6日時点で「0円」である旨のB刑務所会計課長作成の領置金残高証明書（同月8日付け。以下「本件領置金残高証明書2」という。）を提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、本件領置金残高証明書2）

エ 本件減免申請2について、処分庁は、令和2年8月5日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定（減免申請拒否処分通知番号f。以下「本件減免申請拒否処分2」という。）をした。

（「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する通知（減免申請拒否処分通知番号f））

（3）審査請求人は、令和2年8月18日付けで、法務大臣（以下「審査庁」という。）に対し、本件減免申請拒否処分1及び2を不服として審査請求（以下「本件審査請求1」という。）をした。

(審査請求書)

3 令和7年度諮問第22号

(1) 減免申請拒否処分通知番号i関係

ア 審査請求人は、令和元年11月28日付け（処分庁の受付は同年12月2日）で、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(開示請求書（受付番号jからkまでに係る請求）)

イ 処分庁は、令和2年2月13日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として3,370円（全て複写機により複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書（文書番号l）)

ウ 審査請求人は、令和2年2月15日付け（処分庁の受付は同月25日）で、処分庁に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて、同月15日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、上記開示実施手数料3,370円のうち2,000円の減額を求める申請（以下「本件減免申請3」という。）をし、領置金の残高が同月10日時点で「0円」である旨のB刑務所会計課長作成の領置金残高証明書（同月13日付け。以下「本件領置金残高証明書3」という。）を提出した。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、本件領置金残高証明書3)

エ 本件減免申請3について、処分庁は、令和2年9月25日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、減額をしないとの決定（減免申請拒否処分通知番号i。以下「本件減免申請拒否処分3」という。）をした。

(「開示実施手数料の減額について（通知）」と題する通知（減免申請拒否処分通知番号i）)

(2) 減免申請拒否処分通知番号m関係

ア 審査請求人は、令和2年1月6日付け（処分庁の受付は同月9日）で、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(開示請求書(受付番号nからoまでに係る請求))

イ 処分庁は、令和2年2月6日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として30円(全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合)又は820円(全て複写機によりカラーで複写したものの交付を希望する場合)を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(文書番号p))

ウ 審査請求人は、令和2年2月10日付け(処分庁の受付は同月13日)で、処分庁に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて、同月10日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、上記開示実施手数料820円の免除を求める申請(以下「本件減免申請4」という。)をし、領置金の残高が同月4日時点で「0円」である旨のB刑務所会計課長作成の領置金残高証明書(同月6日付け。以下「本件領置金残高証明書4」という。)を提出した。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額(免除)申請書、本件領置金残高証明書4)

エ 本件減免申請4について、処分庁は、令和2年9月25日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定(減免申請拒否処分通知番号m。以下「本件減免申請拒否処分4」という。)をした。

(「開示実施手数料の免除について(通知)」と題する通知(減免申請拒否処分通知番号m))

(3) 減免申請拒否処分通知番号q関係

ア 審査請求人は、令和元年11月12日付け(処分庁の受付は同月14日)で、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(開示請求書(受付番号rからsまでに係る請求))

イ 処分庁は、令和2年3月6日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として2,970円(全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合)又は3,200円(全て複写機によりカラーで複写したものの交付を希望する場合)を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(文書番号t))

ウ 審査請求人は、令和2年3月7日付け(処分庁の受付は同月13日)で、処分庁に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて、同月7日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、上記開示実施手数料のうち受付番号rにつき980円、受付番号uにつき1,780円、受付番号vにつき440円の免除を求める申請(以下併せて「本件減免申請5」という。)をし、領置金の残高が同月2日時点で「0円」である旨のB刑務所会計課長作成の領置金残高額証明書(同月4日付け。以下「本件領置金残高額証明書5」という。)を提出した。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額(免除)申請書、本件領置金残高額証明書5)

エ 本件減免申請5について、処分庁は、令和2年9月25日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定(減免申請拒否処分通知番号q。以下「本件減免申請拒否処分5」という。)をした。

(「開示実施手数料の免除について(通知)」と題する通知(減免申請拒否処分通知番号q))

(4) 減免申請拒否処分通知番号w関係

ア 審査請求人は、令和元年12月19日付け(処分庁の受付は同月26日)で、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(開示請求書(受付番号xからyまでに係る請求))

イ 処分庁は、令和2年2月28日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として1,030円(全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合)又は1,040円(全て複写機によりカラーで複写したものの交付を希望する場合)を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(文書番号z))

ウ 審査請求人は、令和2年3月5日付け(処分庁の受付は同月9日)で、処分庁に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて、同月5日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、

上記開示実施手数料のうち受付番号 a a につき 1, 0 4 0 円、受付番号 y につき 1 0 円の免除を求める申請（以下併せて「本件減免申請 6」という。）をし、領置金の残高が同月 2 日時点で「0 円」である旨の B 刑務所 会計課長作成の領置金残高証明書（同月 4 日付け。以下「本件領置金残高証明書 6」という。）を提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、本件領置金残高証明書 6）

エ 処分庁は、「行政文書開示決定通知書に係る訂正について」（令和 2 年 3 月 1 7 日付け事務連絡）と題する書面により、同年 2 月 2 8 日付け文書番号 z 「行政文書開示決定通知書」の第 3 の 1（開示の実施の方法等）に一部誤植があるとして、受付番号 y の開示実施手数料を無料と改めるとともに、本件減免申請 6 については受付番号 a a につき手続を進める旨を伝え、訂正した行政文書開示決定通知書を送付した。

（「行政文書開示決定通知書に係る訂正について」と題する書面）

オ 本件減免申請 6 について、処分庁は、令和 2 年 9 月 2 5 日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定（減免申請拒否処分通知番号 w。以下「本件減免申請拒否処分 6」という。）をした。

（「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する通知（減免申請拒否処分通知番号 w））

（5）審査請求人は、令和 2 年 9 月 2 6 日付けで、審査庁に対し、本件減免申請拒否処分 3 から 6 までを不服として審査請求（以下「本件審査請求 2」という。）をした。

（審査請求書）

4 令和 7 年度諮問第 2 3 号

（1）減免申請拒否処分通知番号 b b 関係

ア 審査請求人は、令和元年 8 月 1 6 日付け（処分庁の受付は同月 2 0 日）で、処分庁に対し、情報公開法 3 条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（開示請求書（受付番号 c c、d d、e e 及び f f から g g までに係る請求））

イ 処分庁は、令和 2 年 3 月 3 1 日付けで、審査請求人に対し、上記開示請

求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として7,750円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合）又は8,360円（全て複写機によりカラーで複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（文書番号hh））

ウ 審査請求人は、令和2年4月8日付けで処分庁が受け付けた行政文書の開示の実施の方法等の申出書により、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をし、同月3日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、上記開示実施手数料のうち2,220円の免除及び4,000円の減額を求める申請（以下「本件減免申請7」という。）をし、領置金の残高が同月1日時点で「0円」である旨のB刑務所会計課長作成の領置金残高証明書（同月6日付け。以下「本件領置金残高証明書7」という。）を提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、本件領置金残高証明書7）

エ 本件減免申請7について、処分庁は、令和2年10月16日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、減額及び免除をしないとの決定（減免申請拒否処分通知番号bb。以下「本件減免申請拒否処分7」という。）をした。

（「開示実施手数料の減額及び免除について（通知）」と題する通知（減免申請拒否処分通知番号bb））

（2）減免申請拒否処分通知番号ii関係

ア 審査請求人は、令和2年2月17日付け（処分庁の受付は同月20日）で、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（開示請求書（受付番号jjに係る請求））

イ 処分庁は、令和2年4月28日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書を開示する決定をし、開示実施手数料として2,750円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合）又は2,770円（全て複写機により白黒及びカラーで複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（文書番号kk））

ウ 審査請求人は、令和2年4月28日付け（処分庁の受付は同年5月11日）で、処分庁に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて、同年4月28日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、上記開示実施手数料のうち2,000円の減額を求める申請（以下「本件減免申請8」という。）をし、領置金の残高が同月17日時点で「0円」である旨のB刑務所会計課長作成の領置金残高証明書（同月22日付け。以下「本件領置金残高証明書8」という。）を提出した。（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、本件領置金残高証明書8）

エ 本件減免申請8について、処分庁は、令和2年10月16日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、減額をしないとの決定（減免申請拒否処分通知番号 i i。以下「本件減免申請拒否処分8」という。）をした。

（「開示実施手数料の減額について（通知）」と題する通知（減免申請拒否処分通知番号 i i））

（3）審査請求人は、令和2年10月20日付けで、審査庁に対し、本件減免申請拒否処分7及び8を不服として審査請求（以下「本件審査請求3」といい、本件審査請求1から本件審査請求3までを併せて「本件各審査請求」という。）をした。

（審査請求書）

（4）審査庁は、令和7年6月24日、当審査会に対し、本件各審査請求は棄却すべきであるとして本件の各諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

別紙2 本件の各諮問に至るまでの一連の手続

(括弧内は、当該手続までの所要期間である。)

1 令和7年度諮問第21号

本件審査請求1の受付 : 令和2年8月20日

審理員の指名 : 令和6年7月19日

(本件審査請求1の受付から3年10か月29日)

反論書の提出期限 : 同年11月11日

審理員意見書の提出 : 令和7年3月10日

(反論書の提出期限から3か月27日)

諮問 : 同年6月24日

(本件審査請求1の受付から4年10か月4日)

2 令和7年度諮問第22号

本件審査請求2の受付 : 令和2年9月29日

審理員の指名 : 令和6年7月19日

(本件審査請求2の受付から3年9か月20日)

反論書の提出期限 : 同年11月11日

審理員意見書の提出 : 令和7年3月10日

(反論書の提出期限から3か月27日)

諮問 : 同年6月24日

(本件審査請求2の受付から4年8か月26日)

3 令和7年度諮問第23号

本件審査請求3の受付 : 令和2年10月22日

審理員の指名 : 令和6年7月19日

(本件審査請求3の受付から3年8か月27日)

反論書の提出期限 : 同年11月11日

審理員意見書の提出 : 令和7年3月10日

(反論書の提出期限から3か月27日)

諮問 : 同年6月24日

(本件審査請求3の受付から4年8か月2日)